

目 次

平成24年度定期監査結果(10月分)・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 1
1 総務部(人事秘書課、総務課、企画課、財政課、安全安心課)	
2 選挙管理委員会、公平委員会、会計課、固定資産評価審査委員会	
平成24年度定期監査結果(11月分)・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5
1 市民部(税務課、収税対策課、廃棄物対策課、市民課、生活環境課)	
2 大和庁舎(市民サービス課)	
3 三橋庁舎(市民サービス課)	
平成24年度定期監査結果(12月分)・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 10
1 建設部(建設課、まちづくり課、下水道課、国土調査課、区画整理推進室)	
2 水道課	
平成24年度定期監査結果(1月分)・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 16
1 教育部(学校教育課、人権・同和教育推進室、図書館)	
2 小学校(東宮永、矢留、両開、蒲池、有明、六合、豊原、藤吉、二ツ河、中山)	
3 中学校(蒲池、柳南、大和)	
平成24年度定期監査結果(2月分)・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 22
1 保健福祉部(福祉課、子育て支援課、健康づくり課、人権・同和対策室)	
平成24年度定期監査結果(3月分)・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 27
1 産業経済部(柳川ブランド推進室、農政課、水路課、水産振興課、商工振興課、観光課)	
2 農業委員会	
平成24年度定期監査結果(4月分)・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 32
1 議会事務局	
2 消防本部	
3 教育部(生涯学習課)	

柳川市監査委員告示第8号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

平成24年11月30日

柳川市監査委員 松藤 博明

柳川市監査委員 吉田 勝也

平成24年度定期監査結果の報告（10月分）

1 監査の対象

対象部局等	課等内訳
総務部	人事秘書課、総務課、企画課、財政課、安全安心課
	選挙管理委員会、公平委員会、会計課 固定資産評価審査委員会

2 監査の実施期間

平成24年10月1日から平成24年10月30日まで

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成24年度における監査対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、様式1～8についての関係書類、抽出した諸帳簿等の検査を行った。財産管理事務については、現地調査を行った。

なお、平成23年度において現年度分定期監査を行った監査範囲以降の平成23年度事務事業及び財務事務についても併せて行った。

4 監査を実施した監査委員名

松藤博明
吉田勝也

5 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれます。

なお、法令名の略語は次のとおりとします。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則

【個別指摘事項】

(収入事務)

(1) 人事秘書課

ア 平成 23 年度で収入すべき全国市長会団体定期保険掛金精算金(1,548 円)が収入未済額として翌年度へ繰越されている。その後平成 24 年 8 月に調定決議書を起票し収入しているが、適切な年度に収入されるとともに、翌年度へ繰越された場合には、出納整理期間終了後直ちに調定決議書を起票されたい。

イ 平成 23 年度の過年度分未収金を平成 24 年度へ繰り越す際、調定決議書の決裁日が平成 24 年 5 月 31 日となっている。財務規則第 44 条第 5 項には、「前年度から繰り越された歳入で当該年度の末日までに収入済とならなかったものがあるときは、4 月 1 日に調定の処理に準じて整理しなければならない。」とあるので、適切な時期に調定決議書を起票されたい。

(2) 企画課

ア 現金領収書に年度及び連続番号が記入されていない。領収書綴は年度を記入し、財務規則第 35 条第 3 項に基づき連続番号を付して管理をされたい。

(支出事務)

(1) 総務課

ア 平成 23 年度柳川市行政区活動助成金の実績報告書が、監査日現在においても提出されていないものがある。未提出のものについては、早急に催促をされたい。

イ 平成 23 年度柳川市地区等運営補助金及び柳川市行政区活動助成金実績報告書の決裁文書において、決裁日以降に受け付けられた報告書が含まれている。

ウ 平成 24 年度柳川市行政区活動助成金交付決定の起案文書に添付された、両開地区助成金交付決定一覧表と交付申請一覧表が一致していない。

エ 平成 24 年度柳川市行政区活動助成金請求書において、日付及び請求額が記入されていないものが散見された。受付にあたっては、確認をされ受領されたい。

オ 庁舎手話通訳案内業務委託料の算定に際して、時間数に誤りがある。

(2) 安全安心課

ア 柳川駅前駐輪場用地土地賃貸借契約書第3条では自動更新条項を設けているが、長期に亘り契約を締結しようとする場合は、債務負担行為を設定するか長期継続契約による方法をとられたい。

(契約事務)

(1) 企画課

ア 下記の契約において、支払遅延に対する遅延利息の率が「年10パーセント」「年利の14.6パーセント」とされているが、平成23年3月18日付け、総務課契約検査係通知「柳川市契約事務規則等の一部改正について(通知)」では、遅延利息の率については、「年3.1パーセント」に改正されているため、契約に際しては適切に施行されたい。

光通信回線使用料に関する契約

非常用発電装置保守及び定期点検契約

【各課共通指摘事項】

(1) 現金の取り扱いについて

ア 各課で保管されている手提げ金庫、レジの管理については、出納員、現金取扱員等を明確にされ、確実な施錠の上の保管など、責任のある管理をなされたい。また徴収した手数料等に過不足が生じた場合は、日付、金額、過不足の理由等を詳細に記録され、その過不足分については年度内に必要な措置をとられたい。

柳川市監査委員告示第9号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

平成24年12月27日

柳川市監査委員 松藤 博明

柳川市監査委員 吉田 勝也

平成24年度定期監査結果の報告（11月分）

1 監査の対象

対象部局等	課等内訳
市民部	税務課、収税対策課、廃棄物対策課、市民課 生活環境課
大和庁舎	市民サービス課
三橋庁舎	市民サービス課

2 監査の実施期間

平成24年11月1日から平成24年11月29日まで

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成24年度における監査対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、様式1～8についての関係書類、抽出した諸帳簿等の検査を行った。財産管理事務については、現地調査を行った。

なお、平成23年度において現年度分定期監査を行った監査範囲以降の事務事業及び財務事務についても併せて行った。

4 監査を実施した監査委員名

松藤博明
吉田勝也

5 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれます。

なお、法令名の略語は次のとおりとします。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則

【個別指摘事項】

(支出事務)

(1) 生活環境課

ア 平成 24 年度柳川市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書の一部について、同補助金交付要綱第 4 条第 2 項第 3 号に該当すると認められるものがある。

この補助金については既に交付済であるため、交付要綱第 13 条及び柳川市補助金等交付規則第 17 条及び第 18 条の規定により、速やかに必要な措置をとられたい。

(2) 税務課

ア 職員が 6 月に大牟田市へ旅行してあるが、翌月に旅行申請をしてある。

柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第 3 条では、「公務遂行上旅行を必要とする者は、旅行命令(依頼)書(様式第 1 号)により所属長を経て、その都度旅行命令権者の命令を受けなければならない。」と規定されていることから、事前に旅行命令の申請をし、命令を受けられたい。

(3) 廃棄物対策課

ア 平成 24 年 3 月 2 日付けで提出された平成 23 年度環境整備交付金実績報告書について、同交付金の請求書が平成 24 年 3 月 6 日付提出であるのに、実績報告書では同交付金については交付済みとして記載されている。

実績報告書については、その内容が適正に記載されているかを確認され受理されたい。

(契約事務)

(1) 税務課

ア 下記の契約書においては、支払遅延に対する遅延利息の利率を「年 3.6 パーセント」及び「年 8.25 パーセント」、また発注者を「甲」、請負者を「乙」と表記している。

平成 23 年 3 月 18 日付け、総務課契約検査係通知「柳川市契約事務規則等の一部改正について」では、遅延利息の利率については「年 3.1 パーセント」に改正されていることや、「甲」・「乙」の呼称表記を廃止し、「発注者」・「受注者」と表記することになっているので、契約書の作成にあたっては適切に行われたい。

柳川市固定資産評価見直し業務

市税関係専用紙(通知書等)

市税関係専用紙(納付書等)

(2) 廃棄物対策課

ア 委託契約において、業務着手届が複数提出されているものや、業務完了前にもかかわらず、業務完了届や引渡書が押印され提出されているものがある。

これらの書類については、業務の進捗状況に合わせ適切に提出されるよう指導されるとともに、受理にあたっては適切に行われたい。

(3) 三橋庁舎市民サービス課

ア 三橋庁舎自動扉開閉装置補修工事請負契約書において、工事契約約款でなく委託契約約款が添付されている。また支払遅延に対する遅延利息の利率を「年3.6パーセント」と表記してあるが、平成23年3月18日付け、総務課契約検査係通知「柳川市契約事務規則等の一部改正について」では、遅延利息の利率については「年3.1パーセント」に改正されていることから、契約書の作成にあたっては適切に行われたい。

(財産管理事務)

(1) 廃棄物対策課

ア 平成23年12月に三橋庁舎市民サービス課より移管された公用車については、保管転換の手続きがとられていない。

物品を保管転換された場合は、財務規則第142条の規定により速やかに手続きを執られたい。

(2) 三橋庁舎市民サービス課

ア 平成23年12月に廃棄物対策課へ移管した公用車については、保管転換の手続きがとられていない。

物品を保管転換した場合は、財務規則第142条の規定により速やかに手続きを執られたい。

(3) 大和庁舎市民サービス課

ア 市民サービス課が管理をしている公用車について、平成24年8月に市職員以外の者の運転による接触事故が発生している。

柳川市庁用自動車管理規程第9条では、柳川市職員の職の設置に関する規則第2条に規定する職員以外の者による庁用自動車の運転は認められていないため、適正に管理されたい。

【各課共通指摘事項】

(1) 現金の取り扱いについて

ア 各課で保管されている手提げ金庫、レジの管理については、出納員、現金取扱員等を明確にされ、確実な施錠の上の保管など、責任のある管理をなされたい。また徴収した手数料等に過不足が生じた場合は、日付、金額、過不足の理由等を詳細に記録され、その過不足分については年度内に必要な措置をとられたい。

柳川市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

平成25年1月31日

柳川市監査委員 松藤 博明

柳川市監査委員 吉田 勝也

平成24年度定期監査結果（12月分）

1 監査の対象

対象部局等	課等内訳
建設部	建設課、まちづくり課、下水道課、 国土調査課、区画整理推進室
	水道課

2 監査の実施期間

平成24年12月1日から平成24年12月26日まで

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成24年度における監査対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、様式1～8についての関係書類、抽出した諸帳簿等の検査を行った。財産管理事務については、現地調査を行った。

なお、平成23年度において現年度分定期監査を行った監査範囲以降の平成23年度事務事業及び財務事務についても併せて行った。

4 監査を実施した監査委員名

松藤博明

吉田勝也

5 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれます。

なお、法令名の略語は次のとおりとします。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則

【個別指摘事項】

(支出事務)

(1) 建設課

ア 下記の旅行については、公用車を使用しているにもかかわらず公共交通機関利用による旅費を受領している。柳川市職員等の旅費に関する条例第4条第3項では、「旅行命令権者は、既に発した旅行命令等を変更（取消しを含む。）する必要があると認める場合には、当該旅行命令等を変更することができる。」と規定されていることから、旅行命令の内容を変更する必要がある場合には、速やかに旅行命令の内容を変更されたい。また、旅行者は誤った旅費を受領することがないようにされたい。なお、過払いの旅費については、早急に返還されたい。

旅行期日及び旅行先	平成24年9月21日	福岡市(県庁)
旅行者	4名	
受領旅費	2,910円	
適正な旅費	550円	
旅行期日及び旅行先	平成24年10月24日	久留米市
旅行者	3名	
受領旅費	1,670円	
適正な旅費	550円	

(2) 建設課・まちづくり課・区画整理推進室

ア 職員が旅行命令書による申請をせずに、公用車を使用し旅行をしている。柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第3条では、「公務遂行上旅行を必要とする者は、旅行命令(依頼)書(様式第1号)により所属長を経て、その都度旅行命令権者の命令を受けなければならない。」と規定されていることから、事前に旅行命令の申請をし、命令を受けられたい。なお未支給の旅費については、早急に支払われたい。

(契約事務)

(1) 建設課

ア 中島遊歩道除草業務委託において、柳川市シルバー人材センターと施行令第167条の2第1項第3号を適用し、随意契約により契約を締結している。同号による契約については、契約事務規則第21条の2に定める内容を公表する手続きが必要となっているが、監査日現在公表されていない。今後は、同規則に基づきあらかじめ契約の発注見通し等を公表されたい。

イ プリンタ（エプソン LP9800C）保守サービス委託業務において、契約締結の起案文書に施行令及び契約事務規則による随意契約の理由が記載されていない。また、長期継続契約を締結しているが、契約書に翌年度以降の予算が減額又は削減された場合の契約解除条項が付記されておらず、課長決裁となっている。長期継続契約を締結するにあたっては、翌年度以降の予算の確保が得られていないため、予算が減額又は削減された場合の契約解除条項を付記して、財務規則第 4 条第 5 号の規定により事前に総務部長合議を受け、市長の決裁を受けられたい。

ウ 下記の契約において、見積書が徴取されていないものや徴取された見積書に日付が記入されていないもの、契約締結の起案文書に施行令及び契約事務規則による随意契約の理由が記載されていないものがある。

市営鷹園、筑紫、中山団地貯水槽・高架水槽清掃及び一般水質検査業務委託契約（見積書徴取なし）

九州北部災害発生土砂の土壌検査業務委託契約（見積書日付なし）

市営蒲池立石団地 1 棟・2 棟加圧給水ポンプユニット保守点検委託契約（見積書日付なし）

コピー機（イマジオ W7050）賃貸借契約（見積書徴取なし・随意契約の理由なし）

コピー機（イマジオ W7050）パフォーマンス契約（見積書徴取なし）

(2) まちづくり課

ア 前年度も指摘していたが、下記の契約については改善されていない。

予定価格が施行令別表第 5 に掲げる「6 前各号に掲げるもの以外のもの 市町村 50 万円」を超えているため、随意契約を行うにあたっては、予定価格に基づき施行令第 167 条の 2 第 1 項の適切な適用号数を記載されたい。

・遊歩道清掃業務委託（予定価格 900,900 円）

イ 立花いこいの森公園都市施設災害復旧事業実施測量設計業務委託に係る起工同等の決裁文書については、予定価格が 200 万円を超えているにもかかわらず、全てが部長決裁されている。

柳川市事務決裁規程第 11 条別表第 4 では、工事請負(委託契約)における工事の起工及び入札予定価格の決定等について、所管部長の決裁は 200 万円未満とされているので副市長による決裁を受けられたい。

ウ 随意契約を行うにあたって、下記のものについては起案文書に随意契約の理由が記載されていない。起案にあたっては施行令第 167 条の 2 及び契約事務規則第 21 条の適切な適用号数を記載されたい。

・平成 24 年度公園等環境保全業務委託契約

(3) 下水道課

ア 下記の契約書においては、支払遅延に対する遅延利息の利率を「年 3.7 パーセント」及び「年 3.6 パーセント」、また発注者（賃借者）を「甲」、請負者（賃貸者）を「乙」と表記している。

平成 23 年 3 月 18 日付け、総務課契約検査係通知「柳川市契約事務規則等の一部改正について」では、遅延利息の利率については「年 3.1 パーセント」に改正されていることや、「甲」・「乙」の呼称表記を廃止し、「発注者」・「受注者」と表記することになっているので、契約書の作成にあたっては適切に行われたい。

柳川浄化センター汚泥脱水機・濃縮汚泥ポンプ（No 2）修繕

柳川浄化センター送水ポンプ修繕

柳川浄化センター（本館）UPS 修繕

土木積算システム賃貸借契約

イ 下記の契約において、見積書が徴取されていないものや徴取された見積書に日付が記入されていないもの、契約締結の起案文書に施行令及び契約事務規則による随意契約の理由が記載されていないものがある。

コピー機（ドキュセンター C4300PFS）賃貸借契約（見積書徴取なし）

クラウド版起債管理システム使用許諾及びアプリケーション保守契約（随意契約の理由なし・日付なし）

柳川浄化センターデマンド監視装置運用に関する契約（随意契約の理由なし）

(4) 国土調査課

ア 国土調査境界標等購入において、予定価格調書の「設定権者職氏名」に誤りがある。

イ 下記の契約書においては、支払遅延に対する遅延利息の利率を「年 3.6 パーセント」、また発注者を「甲」、請負者を「乙」と表記している。

平成 23 年 3 月 18 日付け、総務課契約検査係通知「柳川市契約事務規則等の一部改正について」では、遅延利息の利率については「年 3.1 パーセント」に改正されていることや、「甲」・「乙」の呼称表記を廃止し、「発注者」・「受注者」と表記することになっているので、契約書の作成にあたっては適切に行われたい。

物品売買契約書(境界標等の購入) H24.6.12 契約分

物品売買契約書(境界標等の購入) H24.10.25 契約分

【各課共通指摘事項】

(1) 現金の取り扱いについて

ア 各課で保管されている手提げ金庫、レジの管理については、出納員、現金取扱員等を明確にされ、確実な施錠の上の保管など、責任のある管理をなされたい。また徴収した手数料等に過不足が生じた場合は、日付、金額、過不足の理由等を詳細に記録され、その過不足分については年度内に必要な措置をとられたい。

柳川市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

平成25年2月28日

柳川市監査委員 松藤 博明

柳川市監査委員 吉田 勝也

平成24年度定期監査結果（1月分）

1 監査の対象

対象部局等	課等内訳
教育部	学校教育課、人権・同和教育推進室、図書館

2 監査の実施期間

平成25年1月4日から平成25年1月30日まで

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成24年度における監査対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、様式1～8についての関係書類、抽出した諸帳簿等の検査を行った。財産管理事務については、現地調査を行った。

なお、平成23年度において現年度分定期監査を行った監査範囲以降の平成23年度事務事業及び財務事務についても併せて行った。

4 監査を実施した監査委員名

松藤博明

吉田勝也

5 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれます。

なお、法令名の略語は次のとおりとします。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則

【個別指摘事項】

(支出事務)

(1) 学校教育課

ア 職員が旅行命令書による申請をせずに、公用車を使用し旅行をしている。柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第3条では、「公務遂行上旅行を必要とする者は、旅行命令(依頼)書(様式第1号)により所属長を経て、その都度旅行命令権者の命令を受けなければならない。」と規定されていることから、事前に旅行命令の申請をし、命令を受けられたい。なお未支給の旅費については、早急に支払われたい。

イ 昭代中学校において、同一人物に対し同一日に特別支援教育支援授業及び学力アップ支援授業が行われた場合、報酬と謝礼の両方が支払われている。

授業時間で重複する時間がある場合は、報酬及び謝礼の額について計算基礎を明確にされておきたい。

(2) 柳川共同調理場

ア 平成25年度より使用予定の大和中学校用コンテナ4台の備品については、年度末までの間において柳川共同調理場での保管場所の確保が困難である等の理由により、一時的に受注業者に保管してもらうことで先に代金が支払われているが、発注したものが納期限までに納入場所に納品されていないにもかかわらず、検収調書が作成されている。

今後の代金支払いにあたっては、発注したものが確実に納期限までに所定の納入場所に納品されたことを確認し、検収調書を作成したうえで請求書を受領し代金を支払うようにされたい。

(3) 人権・同和教育推進室

ア 職員が旅行命令書による申請をせずに、公用車を使用し旅行をしている。柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第3条では、「公務遂行上旅行を必要とする者は、旅行命令(依頼)書(様式第1号)により所属長を経て、その都度旅行命令権者の命令を受けなければならない。」と規定されていることから、事前に旅行命令の申請をし、命令を受けられたい。なお未支給の旅費については、早急に支払われたい。

(4) 図書館

ア 平成24年5月9日に職員が小都市へ旅行しているが、小都市は旅費雑費支給地域であるにもかかわらず、その支払額については旅費雑費が含まれていない。

(契約事務)

(1) 大和共同調理場

ア 業務委託契約を締結している契約の事前伺書において、随意契約に付する根拠として施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号該当と記載されているものがあるが、随意契約を行うにあたっては、個々の種類、内容、性質、目的等に沿った適切な適用号数を記載されたい。

(2) 人権・同和教育推進室

ア 前年度も指摘をしたが、随意契約により業務委託契約等を締結しているものについて、予定価格が定められていない。予定価格については契約事務規則第 10 条及び第 22 条により、設定権者は適正な予定価格を設定されたい。

(3) 図書館

ア 平成 24 年度 T O O L i 使用契約において、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号 (別表第 5) を適用し、随意契約をしているが、予定価格 (504,000 円) は別表第 5 に掲げる「6 前各号に掲げるもの以外のもの 市町村 50 万円」を超えている。随意契約を行うにあたっては、施行令第 167 条の 2 第 1 項の適切な適用号数を記載されたい。

【各課共通指摘事項】

(1) 現金の取り扱いについて

ア 各課で保管されている手提げ金庫、レジの管理については、出納員、現金取扱員等を明確にされ、確実な施錠の上の保管など、責任のある管理をなされたい。また徴収した手数料等に過不足が生じた場合は、日付、金額、過不足の理由等を詳細に記録され、その過不足分については年度内に必要な措置をとられたい。

平成24年度定期監査結果（1月分）

1 監査の対象

平成 24 年 度 監 査 対 象 校	小 学 校	中 学 校
	東宮永小学校	蒲池中学校
	矢留小学校	柳南中学校
	両開小学校	大和中学校
	蒲池小学校	
	有明小学校	
	六合小学校	
	豊原小学校	
	藤吉小学校	
	二ッ河小学校	
	中山小学校	

2 監査の実施期間

平成25年1月16日から平成25年1月30日まで

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成24年度における監査対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、様式1～5についての関係書類、抽出した諸帳簿等の検査を行った。財産管理事務については、現地調査を行った。

4 監査を実施した監査委員名

松藤博明

吉田勝也

5 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれます。

なお、法令名の略語は次のとおりとします。

地方自治法 法

地方自治法施行令 施行令

柳川市財務規則 財務規則

柳川市契約事務規則 契約事務規則

【個別指摘事項】

(契約事務)

(1) 契約書における遅滞損害金について

物品売買契約書において、納入遅延に対する遅延料を年利 3.3%とされているので、契約事務規則第 36 条に規定する利率により契約締結されたい。(大和中)

(財産管理事務)

(1) 柳川市立学校施設利用許可について

柳川市学校施設利用許可申請事務については下記の事項が見受けられるので、許可事務の適正化に努められたい。

ア 利用許可申請書において、使用料の金額が記入されていないものがある。(大和中)

イ 柳川市立学校施設利用許可書発行の準備のため、未申請である許可書に学校長の公印を事前に押印してあるものがある。(柳南中)

(その他)

(1) タクシー利用券の管理について

ア 学校控え分において、鉛筆書きされているものや修正液により訂正をされているものがある。(豊原小)

イ 学校控え分が紛失しているものがある。(六合小)

柳川市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

平成25年3月29日

柳川市監査委員 松藤 博明

柳川市監査委員 吉田 勝也

平成24年度定期監査結果（2月分）

1 監査の対象

対象部局等	課等内訳
保健福祉部	福祉課、子育て支援課、健康づくり課、 人権・同和対策室

2 監査の実施期間

平成25年2月1日から平成25年2月26日まで

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成24年度における監査対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、様式1～8についての関係書類、抽出した諸帳簿等の検査を行った。財産管理事務については、現地調査を行った。

なお、平成23年度において現年度分定期監査を行った監査範囲以降の平成23年度事務事業及び財務事務についても併せて行った。

4 監査を実施した監査委員名

松藤博明

吉田勝也

5 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれます。

なお、法令名の略語は次のとおりとします。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程

【個別指摘事項】

(収入事務)

(1) 福祉課

ア 平成 23 年度生活保護返還金の過年度分収入未済額について、平成 24 年度へ繰越され 4 月に調定決議書が起票されているが、平成 23 年度に収入された分の調定額を減額していないなど誤った調定額の調定決議書が起票されている。収入未済額を翌年度へ繰越した場合は、確実に台帳等と照合され調定決議書を起票されたい。

イ 平成 23 年度地域改善対策専修学校等技能習得資金返還金の収入未済額について、平成 24 年度へ繰越されているが、その調定決議書が 11 月に過年度分と現年度分を合計して起票されている。収入未済額を翌年度へ繰越した場合は、過年度分は年度終了後、現年度分は出納整理期間終了後直ちに調定決議書を起票されたい。

(2) 健康づくり課

ア 平成 25 年 1 月 19 日付けで起票された三橋総合保健福祉センター諸室使用料の調定決議書については、会計課の確認が受けられていない。

(支出事務)

(1) 福祉課・人権同和対策室

ア 職員が旅行命令書による申請をせずに公用車を使用して旅行をしている。柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第 3 条では、「公務遂行上旅行を必要とする者は、旅行命令(依頼)書(様式第 1 号)により所属長を経て、その都度旅行命令権者の命令を受けなければならない。」と規定されていることから、事前に旅行命令の申請をし、命令を受けられたい。

(2) 福祉課

ア 下記のものについては、平成 23 年度補助金等実績報告書が提出されていないものや実績調査報告書が作成されていないものがある。また平成 24 年度補助金等の交付決定を行う際に、財政課の合議がないものがある。

補助金等交付事務については、柳川市補助金等交付規則及び「各種団体等への補助金交付適正化の徹底について」の通知に基づき適正に処理されたい。

柳川市聴覚障害者福祉会事業補助金(実績報告書及び実績調査報告書なし、財政課合議なし)

柳川市献血推進協議会事業補助金(実績調査報告書なし、財政課合議なし)

柳川市身体障害者福祉協会運営費補助金(実績調査報告書なし、財政課合議なし)

防災ハンドブック作成事業費補助金(実績調査報告書なし)

イ 下記の支出負担行為決議書については、起票する時期が遅れている。支出負担行為決議書については、財務規則第 50 条（別表第 4）の規定により、適正な時期に起票されたい。

住民情報システム平成 24 年度福祉サービス法令改正に伴うシステム改修業務委託（契約締結日：平成 24 年 5 月 28 日、決議書決裁日：平成 24 年 11 月 2 日）

要援護高齢者等台帳管理システムゼンリン地図データ更新業務委託

（請書徴取日：平成 23 年 11 月 29 日、決議書決裁日：平成 24 年 3 月 31 日）

地域福祉支援システム保守

（契約締結日：平成 24 年 4 月 1 日、決議書決裁日：平成 24 年 7 月 4 日）

柳川市地域福祉計画及び地域福祉活動計画策定業務委託

（契約締結日：平成 24 年 6 月 5 日、決議書決裁日：平成 24 年 11 月 5 日）

(3) 人権・同和対策室

ア 平成 24 年 8 月 24 日付けで起票された、中山校区コミュニティーセンター（仮称）及び中山集会所建設工事設計業務委託に係る支出負担行為決議書については、会計課の審査が受けられていない。

(契約事務)

(1) 福祉課・健康づくり課

ア 下記のものについては委託金額が 200 万円以上であるため、財務規則第 4 条第 1 項第 5 号（別表第 1）により事前に総務部長に合議を受けられたい。

生活保護法における就労支援業務委託契約（福祉課）

柳川市障害者相談支援事業委託契約（福祉課）

在宅当番医業務委託契約（健康づくり課）

(2) 総合保健福祉センター

ア 駐車場案内板設置工事起工伺書において、「随意契約の理由」の文中に異なった条項が記載されている。

また提出された見積書の日付が、見積依頼をされる以前又は提出期限後の日付になっている。

(3) 福祉課

ア 平成 24 年度柳川市二次予防事業の対象者に対する介護予防教室業務委託契約（単価契約）において、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号（別表第 5）を適用し、随意契約により契約を締結しているが、予定価格（1,073,100 円）は別表第 5 に掲げる「6 前各号に掲げるもの以外のもの 市町村 50 万円」を超えている。随意契約を行うにあたっては、施行令第 167 条の 2 第 1 項の適切な適用号数を記載されたい。

- イ 生活保護法における就労支援業務委託契約及び柳川市住宅手当緊急特別措置事業に係る住宅確保・就労支援事業業務委託契約において、下記のものが見受けられる。
- 予定価格が設定されていない。
 - 見積有効期限が過ぎた見積書が添付されている。
 - 契約書の契約保証金については「第 29 条の規定により」免除とされている。
 - 契約締結の起案書の決裁日は 4 月 6 日であるが、契約日は 4 月 1 日になっている。

【各課共通指摘事項】

(1) 現金の取り扱いについて

- ア 各課で保管されている手提げ金庫、レジの管理については、出納員、現金取扱員等を明確にされ、確実な施錠の上の保管など、責任のある管理をなされたい。また徴収した手数料等に過不足が生じた場合は、日付、金額、過不足の理由等を詳細に記録され、その過不足分については年度内に必要な措置をとられたい。

柳川市監査委員告示第5号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

平成25年4月30日

柳川市監査委員 松藤 博明

柳川市監査委員 吉田 勝也

平成24年度定期監査結果（3月分）

1 監査の対象

対象部局等	課等内訳
産業経済部	柳川ブランド推進室、農政課、水路課、 水産振興課、商工振興課、観光課
	農業委員会

2 監査の実施期間

平成25年3月1日から平成25年3月27日まで

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成24年度における監査対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、様式1～8についての関係書類、抽出した諸帳簿等の検査を行った。財産管理事務については、現地調査を行った。

なお、平成23年度において現年度分定期監査を行った監査範囲以降の平成23年度事務事業及び財務事務についても併せて行った。

4 監査を実施した監査委員名

松藤博明

吉田勝也

5 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれます。

なお、法令名の略語は次のとおりとします。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程

【個別指摘事項】

(収入事務)

(1) 水産振興課

ア 行政財産の目的外使用許可に係る漁港施設使用料については、漁港施設使用料の他に漁港施設占有料においても、二重に調定決議書が起票されている。

(2) 観光課

ア 平成 24 年 11 月 12 日付けで起票された 11 月分温泉使用料(かんぼの宿柳川他 4 件)の調定決議書については、会計課の確認を受けられておらず、また決裁日も記入されていない。

(支出事務)

(1) 水路課・観光課・水産振興課・農政課

ア 職員が旅行命令書による申請をせずに公用車を使用して旅行をしている。柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第 3 条では、「公務遂行上旅行を必要とする者は、旅行命令(依頼)書(様式第 1 号)により所属長を経て、その都度旅行命令権者の命令を受けなければならない。」と規定されていることから、事前に旅行命令の申請をし、命令を受けられたい。

(2) 商工振興課

ア 「なかしま朝市便」に対して交付した平成 23 年度及び平成 24 年度柳川市商店街空き店舗対策事業補助金については、福岡県出向く商店街事業補助金と重複受領されていたため返還命令をされているが、返還に至った経緯については、補助事業者からの申し出によるものである。

このため補助金交付にあたっては、「各種団体等への補助金交付適正化の徹底」(平成 24 年 4 月 25 日付、財政課長名による部課等の長への通知)に基づき、補助金交付申請書及び実績報告書等により、その事業内容や事業費等について詳細に調査・確認されておかれたい。

イ 補助金返還に伴う加算金の納付については、柳川市補助金交付規則第 18 条及び第 19 条の規定に基づき、文書により決裁を受けておかれたい。

ウ 補助金交付取消に伴う変更支出負担行為決議書については 11 月に起票してあるが、交付取消通知書の日付が平成 24 年 8 月 27 日付けとなっているため、交付決定通知書により、速やかに変更支出負担行為決議書を起票されたい。

(契約事務)

(1) 農政課

ア 家畜用防疫薬品等の物品購入契約において、支払遅延に対する遅延利息の率が「年 8.25 パーセント」とされている。

遅延利息の率については、総務課契約検査係通知により適切に施行されたい。

イ 下記契約書の契約保証金欄については、「柳川市契約事務規則第 29 条の規定により免除」または空欄となっている。契約保証金を減免する場合は、契約事務規則第 29 条の適用号数を記入されたい。

- ・農地等緊急復旧土壌検査委託業務請負契約書
- ・農地等緊急復旧委託業務請負契約書
- ・農地災害復旧工事請負契約書
- ・家畜用防疫薬品等の物品売買単価契約書

(2) 観光課

ア 契約金額 200 万円以上の業務委託契約締結については、財務規則第 4 条第 1 項第 5 号(別表第 1)の規定に基づき、事前に総務部長の合議を受けられたい。

- ・柳川市スマートフォンを活用した観光案内システム開発業務委託契約
- ・緊急雇用・重点分野雇用創出事業業務委託契約

イ 随意契約により業務委託契約を締結しているものについて、予定価格が定められていないものがある。予定価格については契約事務規則第 22 条により、設定権者は適正な予定価格を設定されたい。

ウ 下記契約書の契約保証金欄については、「契約保証金は、免除する。」とされている。契約保証金を減免する場合は、契約事務規則第 29 条の適用号数を記入されたい。

- ・柳川千の物語ウェブマガジン製作業務委託契約書

(3) 水路課

ア 随意契約により業務委託契約を締結しているものについて、予定価格が定められていない。予定価格については契約事務規則第 22 条により、設定権者は適正な予定価格を設定されたい。

橋本排水機場保守点検委託契約

大和干拓第 1・第 2・六合南部・中島住吉排水機場機械類保守点検業務委託契約

水路管理廃棄物処分に伴う契約

木屑等処分業務(単価契約)

イ 下記契約書の契約保証金欄については、「契約保証金を免除する。」とされている。
契約保証金を減免する場合は、契約事務規則第 29 条の適用号数を記入されたい。

・大和干拓第 1・第 2 等排水機場機械類保守点検業務委託契約書

ウ 土木積算システム保守サービス委託契約において、支払遅延に対する遅延利息の率が「年 3.6 パーセント」とされている。

遅延利息の率については、総務課契約検査係通知により適切に施行されたい。

(4) 商工振興課

ア 下記契約書の契約保証金欄については、「柳川市契約事務規則第 29 条の規定により免除」とされている。契約保証金を減免する場合は、契約事務規則第 29 条の適用号数を記入されたい。

・マルシヨク跡地不動産鑑定評価業務委託契約書

【各課共通指摘事項】

(1) 現金の取り扱いについて

ア 各課で保管されている手提げ金庫、レジの管理については、出納員、現金取扱員等を明確にされ、確実な施錠の上の保管など、責任のある管理をなされたい。また徴収した手数料等に過不足が生じた場合は、日付、金額、過不足の理由等を詳細に記録され、その過不足分については年度内に必要な措置をとられたい。

柳川市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第4項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表します。

平成25年5月31日

柳川市監査委員 松藤 博明

柳川市監査委員 吉田 勝也

平成24年度定期監査結果（4月分）

1 監査の対象

対象部局等	課等内訳
議会事務局	
消防本部	
教育部	生涯学習課

2 監査の実施期間

平成25年4月1日から平成25年4月26日まで

3 監査の範囲及び方法

今回の監査は、平成24年度における監査対象事務が、適正かつ効率的に行われているかを主眼として、様式1～8についての関係書類、抽出した諸帳簿等の検査を行った。財産管理事務については、現地調査を行った。

なお、平成23年度において現年度分定期監査を行った監査範囲以降の平成23年度事務事業及び財務事務についても併せて行った。

4 監査を実施した監査委員名

松藤博明

吉田勝也

5 監査の結果

監査対象の事務については、概ね適正に執行されていたが、その一部において、次のとおり是正又は検討を要する事項が認められたので、必要な措置を講ずるとともに、職員の指導監督に努めることが望まれます。

なお、法令名の略語は次のとおりとします。

地方自治法	法
地方自治法施行令	施行令
柳川市財務規則	財務規則
柳川市契約事務規則	契約事務規則
柳川市事務決裁規程	事務決裁規程

【個別指摘事項】

(収入事務)

(1) 消防本部

ア 住宅用火災警報器普及啓発事業に伴う消防防災推進事業助成金の調定決議書を平成24年12月17日に起票してあるが、助成決定通知書の日付が平成24年5月18日となっているため、助成決定通知書により速やかに調定決議書を起票されたい。

(支出事務)

(1) 生涯学習課

ア 職員が旅行命令書による申請をせずに公用車を使用して旅行をしている。柳川市職員等の旅費に関する条例施行規則第3条では、「公務遂行上旅行を必要とする者は、旅行命令(依頼)書(様式第1号)により所属長を経て、その都度旅行命令権者の命令を受けなければならない。」と規定されていることから、事前に旅行命令の申請をし、命令を受けられたい。(市史編さん係)

イ 平成23年度の柳川市史原稿執筆委託契約に係る支出負担行為決議書については、年度末までに業務が完了していないにもかかわらず、平成24年度になって日付を遡及して平成23年度分として起票してある。(市史編さん係)

ウ 平成23年度分として支出された「柳川歴史資料集成第6集 - 2『柳川の民俗概観』」等の刊行物については、年度内に納品及び検収がされていない。(市史編さん係)

エ 下記の刊行物等については、平成24年度末までに納品及び検収が完了していない。年度内にその支出を終わらない見込みのあるものについては、早期に翌年度へ予算繰越しの手続きをとられたい。(市史編さん係、柳川古文書館)

柳川文化資料集成第3集 - 3『柳川の美術』

柳川市史『史料編 荘園史料 / 田中吉政・忠政関係史料』

古文書館史料目録第23集『収集諸家文書目録』・年報13集

オ 平成24年9月22日に教育長が北九州市八幡東区へ公用車による旅行をされているが、旅費が「1,100円」として処理されている。

カ 平成24年4月分FAX通信料において、支払いが遅れているため延滞利息が発生している。

(契約事務)

(1) 消防本部

ア 直流電源装置蓄電池交換の修繕において、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 1 号(別表第 5)を適用し、随意契約により契約を締結しているが、予定価格(1,417,500 円)は別表第 5 に掲げる「 6 前各号に掲げるもの以外のもの 市町村 50 万円」を超えている。随意契約を行うにあたっては、施行令第 167 条の 2 第 1 項の適切な適用号数を記入されたい。

イ 柳川市消防団第 2 分団駐車場用地不動産鑑定評価業務委託契約書の契約保証金欄については、「免除」とされている。契約保証金を減免する場合は、契約事務規則第 29 条の適用号数を記入されたい。

(2) 生涯学習課

ア 「植木剪定・草取り・処分作業」の委託契約書が、受注者である「公益社団法人 柳川市シルバー人材センター」へ送付されていない。(柳川古文書館)

イ 小荷物専用昇降機総合点検委託業務等契約書において、支払遅延に対する遅延利息の利率が「年利 8.25%」とされている。

遅延利息の利率については、総務課契約検査係通知により適切に施行されたい。

(柳川古文書館)

ウ 下記印刷製本請負契約書等の契約保証金欄については、「免除」とされている。契約保証金を減免する場合は、契約事務規則第 29 条の適用号数を記入されたい。

(柳川古文書館他)

- ・柳川文化史料集成第 3 集 - 3 『柳川の美術 』
- ・柳川市史『史料編 荘園史料/田中吉政・忠政史料』
- ・柳川就業改善センター消防用設備等点検業務
- ・柳川就業改善センター防火対象物点検業務
- ・蒲池農村環境改善センター消防用設備等点検業務
- ・蒲池農村環境改善センター防火対象物点検業務
- ・柳川就業改善センター保全業務委託料
- ・柳川市内児童公園遊具調査業務
- ・柳川市学童農園むつごろうランド遊具施設保守点検業務
- ・柳川市学童農園むつごろうランド遊具施設修繕業務
- ・柳川市学童農園むつごろうランド消防用設備保守点検業務
- ・不動産鑑定評価業務(大和町豊原及び三橋町高畑)
- ・平成 25 年柳川市成人式記念品作成業務

エ 柳川文化史料集成第3集 - 3 『柳川の美術』刊行のために、執筆者と取り交わした「柳川市史刊行物における著作権の帰属ならびに行使に関する覚書」について、全ての覚書中の「乙」欄について執筆者の氏名が記入されていない。また締結した一部の覚書については執筆者の印鑑が押印されていない。(市史編さん係)

(財産管理)

(1) 生涯学習課

ア 柳川古文書館の刊行物については、棚卸による在庫管理を実施されたい。

(柳川古文書館、市史編さん係)

【各課共通指摘事項】

(1) 現金の取り扱いについて

ア 各課で保管されている手提げ金庫、レジの管理については、出納員、現金取扱員等を明確にされ、確実な施錠の上の保管など、責任のある管理をなされたい。また徴収した手数料等に過不足が生じた場合は、日付、金額、過不足の理由等を詳細に記録され、その過不足分については年度内に必要な措置をとられたい。